

令和6年度第1回目黒区入札監視等委員会（延べ40回）議事概要

日 時 令和6年7月29日（月） 午後6時00分から8時00分まで
場 所 目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席委員 岡田委員、伊東委員、播磨委員 （委員3名、出席委員3名）

【議 題】

- 1 入札・契約状況について・・・・・・・・・・資料1、資料1－1、資料1－2
- 2 指名停止措置等の状況について・・・・・・・・・・資料2
- 3 公契約条例の適用状況等について・・・・・・・・・・資料3、資料3－1

【資 料】

資 料 1 入札・契約状況について
資 料 1－1 競争入札における工種別落札率の状況
資 料 1－2 競争入札の実績
（令和5年度競争入札による契約一覧 工事）
（令和5年度競争入札による契約一覧 設計）
（令和5年度競争入札による契約一覧 物品）
資 料 2 指名停止業者一覧（令和6年7月29日現在）
目黒区競争入札参加者指名停止措置基準
資 料 3 公契約条例の適用状況等について
資 料 3－1 都内他自治体における労働報酬下限額（業務委託・指定管理協定）の設定状況
別紙 労働報酬下限額の設定・公契約条例の適用状況について

※非公開議題については、議題及び資料の記載を省略しています。

議 事 概 要（議題についての意見）

1 入札・契約状況について

事務局：資料 1、資料 1-1、資料 1-2 について説明

委 員：落札率 100%のものが散見されるが、入札参加者が複数いる状態で、落札者をどのように決定しているのか。

事務局：工事については予定価格が公表されているため、予定価格と同額を入札し、落札となれば 100%になる。

委 員：2 事業者以上が同額で入札した場合はどのように判定するのか。

事務局：くじによる抽選となる。電子入札システムの中に組み込まれており、自動で抽選される。

委 員：資料 1－1 の年度ごとの落札率について、令和 5 年度の建築工事は急上昇しているようだが、その理由は。

事務局：市場の物価高騰、人件費の高騰が影響しているのではないかと考えており、全般に令和 5 年度より上昇傾向が見受けられる。

委 員：落札率 100%というのは、予定価格が非常に安く見積もられている、又は入札参加はしたけど落札は望んでいないからではないか。他の応募者が入札に参加しなければ意思の調整が疑われるが、区はどう考えるか。

事務局：区が提示した予定価格が事業者の積算より低い場合、入札参加するなら 100%で入札するか辞退ということは考えられる。事業者間での調整はない前提で入札制度を行っている。把握することは難しいが、もし発覚すれば当然ペナルティーが科せられることとなるし、区内事業者は区のための思いを持っている事業者だと考えている。

委 員：特定の数社が同じような対象工事で、一社ずつきれいに分かれるとか、何か目立つような行為があったら見逃さないでほしい。

委 員：入札参加者には、入札に応じた見積額を提示してもらっているのか。

事務局：契約時点で落札した事業者には見積内訳書を提出してもらい契約書に添付している。

委 員：予定価格より大分安く落札されているものがあるが、どういう理由で安くなったのか調査はしているか。

事務局：入札参加者ごとの調査・分析はしていない。一定以上の工事案件については最低制限価格が設けられているので、安くなりすぎて事業者労働者に波及することがないような仕組みがある。

委 員：資料 1-2 からどの事業者が年間でいくら発注したか、落札状態に問題がないか等、分析は行っているのか。

事務局：工事案件ごとにどの事業者が落札したかを年間の経過としてまとめている。

2 指名停止措置等の状況について

事務局：資料 2 について説明

委 員：今回 4 社追加されているが、何か入札含め関係、影響があったのか。

事務局：4 社の中には区と契約実績がある事業者もいるが、指名停止よりも前に契約をしているため、今回の指名停止による事業への影響はない。

委 員：報道に出ていたが、都知事選の関係で指名停止の事業者が他市で随意契約を受注していたことでいろいろ取りざたされていたが、そういうケースはないか。

事務局：指名停止の間は原則として随意契約等は認めていないが、特段の事情により随意契約を認めることはある。

3 公契約条例の適用状況等について

事務局：資料3、資料3－1について説明

委 員：最近報道で最低賃金の改定があったが東京都はいくらか。

事務局：現在の東京都最低賃金は1,113円である。報道によると全国平均で50円上がるとのことだが、これから都道府県の最低賃金が更新される。

委 員：それに連動して労働報酬下限額の見直しが行われるのか。

事務局：来年度の労働報酬下限額は、最低賃金、区職員の賃金、他自治体の動向等も踏まえて、公契約審議会の中で、労働者、事業者、学識経験者の委員と意見交換を行い、設定している。

委 員：区の労働報酬下限額がだいぶ安い感じがする。職種ごとに区分するとか、何か改定していくような予定があるか。

事務局：労働報酬下限額の設定状況は、各区で基準が違うため、ばらつきがある。労働報酬下限額は、この額以上の賃金を払えばよいということであり、人材が集まらなければ、事業者は下限額以上の賃金で適正な人材を獲得していく。職種別の労働報酬下限額については、どのような職種で設定するのか、設定金額をどのように導き出すのか等、課題も多いため、引き続き調査研究を行っていきたいと考えている。

委 員：人件費が問題で工事が進まない、様々なものが延期するのも好ましくない。令和5年度は、労働報酬下限額が東京都の最低賃金を下回る逆転現象が生じたが、令和6年度もギャップが出てくるようならば、速やかに調整をしてほしい。

事務局：賃上げが報道どおり50円上昇であれば、逆転現象は起きないが、逆転することがあれば、速やかに対応する。区長から審議会に諮問をして、答申される形をとっている中で、その中で議論してもらう。